

2021年 本年の感謝を込めて

クリスマスキャンペーン

新しいお家・家具・家電で新生活を迎えませんか？

建売住宅をご成約の方に 家具&家電プレゼント

建売住宅をご成約の方に、展示家具+好きな家電を(どれか1つ)プレゼントさせていただきます

キャンペーン期間/2021年12月4日~12月28日まで

家具(展示品)

すぐに入居できます♪

リビング家具

ダイニング家具

選べる家電 どれか1つ

- BALMUDA オープンレンジ
- BALMUDA 電気ケトル
- BRUNO ホットプレート
- BRUNO ホットサンドメーカー

※写真はイメージです。※商品は当社指定品に限ります。※家具は各建売住宅の展示品をプレゼントさせていただきます。

新居浜市 高木町

クリスマスキャンペーン 全物件対象 3棟見学会開催

アーバンタウン 高木南2期1号地 12/4 SAT 5 SUN

完全予約制 10:00~17:00

新価格分譲 R3.11/6~ 2,790万円(税込) **2,740万円(税込)**

土地/48.98坪 建物/29.58坪 ※価格と別途諸費用が必要となります。

土地+建物+外構+照明+カーテン+リビングエアコン +家具

お支払い例 月々 **54,410円**

自己資金 300万円 ボーナス時 64,090円

【アーバンタウン高木南】●所在地/新居浜市高木町 ●地目/宅地 ●用途地/第一種住居地域 ●建ぺい率/60% ●容積率/200%(高木南3期2号地:163.2%) ●道路/私道約4m ※高木南2期2号地:南側私道約5m 高木南3期4号地:南側市道約4m【設備概要】●電気/四国電力 ●水道/新居浜市 ●排水/公共下水

アーバンタウン 高木南2期2号地

土地/46.41坪 建物/28.55坪

土地+建物+外構+照明+カーテン+リビングエアコン +家具

お支払い例 月々 **57,077円**

自己資金 300万円 ボーナス時 64,090円

アーバンタウン 高木南3期4号地

土地/50.72坪 建物/25.55坪

土地+建物+外構+照明+カーテン+リビングエアコン +家具

お支払い例 月々 **59,478円**

自己資金 300万円 ボーナス時 64,090円

人と街の未来を創る

アーバンライフ

愛媛県新居浜市高木町2番20号 お気軽にお問い合わせください。受付時間/9:00~17:20

アーバンライフビル4F 宅地建物取引業許可 愛媛県知事(8)第3413号

0120-44-6566

詳しくは ホームページにも掲載中!

公式LINE ご予約・ご相談 受付中!

YouTube オンライン見学会 公開中!

まいたうんからのお知らせ

地域の **得**する! **役**立つ! **楽**しい人! 情報を教えてくださーい!

読者さまの声を紙面に活かします!

たとえば... 「〇〇〇の大会で優勝した!」 「〇〇さんがこんな事で頑張っている!」

「お店が〇周年を迎えた!」(5周年から5年単位) 「イベントの告知をしたい!」

など、地域の身近な情報をお寄せください。 ☎0897-37-8200(担当/井出) メール info@mytown-g.co.jp

新居浜市より 事業者の皆様へ 申請はお済みでしょうか?

県・市町連携事業 令和3年度「えひめ版応援金」第2弾

申請期限は **12月24日(金曜)です** (当日消印有効)

詳しくはこちら

12/24 までの対応になります

ご質問は **コールセンター** ☎0120-100-892

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

相談窓口 **フジグラン新居浜1階 ATMコーナー前** ■開設時間/9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

※相談窓口では、申請書類の配布、書類の書き方など申請前相談を行なっています。申請書類の受付はいたしません。

申請方法: 郵送での申請となります。

〒790-0065 松山市宮西一丁目5-10 フジグラン松山別棟2階(フジトラベルサービス本社内) 新居浜市えひめ版応援金事務局宛て ※送料は申請者側でご負担をお願いします。

主な給付の対象者は?(他にも条件はありますのでお問合せください。)

- 令和3年9月1日時点で新居浜市内に本社・本店または住所地のある事業者であること。法人の場合、新居浜市に本店を有していること。個人事業主の場合、新居浜市に住民登録を有していること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年6月から9月までの事業収入(売上)が、(1)又は(2)のいずれかを満たす事業者であること。
 - いずれかの1か月の事業収入(売上)が、前年又は前々年同期比で**30%**以上減少していること。
 - 連続する2か月の事業収入(売上)が、前年又は前々年同期比で**連続して15%**以上減少していること。
- 売上減少を比較する前年または前々年の期間を含む年間売り上げが、法人**240万円以上**、個人事業主**120万円以上**であること。

給付額は?(給付は1回限り)

法人 **30万円**

個人事業主 **20万円**

市上乗せ分10万円含む

※令和3年8月~9月の愛媛県からの「営業時間短縮要請」の対象だった店舗を営業者、令和3年6月~9月分の月次支援金を受給した事業者は、対象外となりますので、ご注意ください。

とくとしてご利用ください。